

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第149条第2項及び第150条第4項の規定に基づき、中京大学大学院（以下「本学大学院」という。）における早期修了に関し必要な事項を定める。

(早期修了制度の適用)

第2条 早期修了制度適用の認否は、各研究科が教育的な配慮に基づき判断する。

2 各研究科は、早期修了制度を適用する場合には、この規程、各研究科が規定する要件等に基づき、厳正な審査を行わなければならない。

(早期修了の時期)

第3条 早期修了の時期は、別表1のとおりとする。

(修士課程又は博士前期課程における早期修了の対象学生)

第4条 修士課程又は博士前期課程（以下「修士課程」という。）における早期修了の対象学生は、次に掲げる全ての要件を満たした者とする。

(1) 早期修了を希望していること。

(2) 中京大学大学院進学奨励学生（以下「奨励学生」という。）であった者で、学部卒業と同時に本学大学院に進学していること。

(3) 前号の奨励学生であったときに、修士課程1年次に配当された研究指導科目の単位を含め、修了所要単位数の3分の1以上に相当する単位を修得していること。

(4) 前号で修得した単位のうち、修士課程1年次に配当された研究指導科目の単位を含め、修了所要単位数の3分の1以上に相当する単位を、学則第121条の2第3項の規定により入学前既修得単位として認定されていること。

(5) 本学大学院修士課程に1年以上在学し、各研究科の定める授業科目を履修し、学則第122条に規定する修了所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、各研究科の定めに基づく修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格していること。

(6) 中京大学学位規程第11条第1項に規定する学位審査委員会及び研究科委員会において、学則第149条に規定する「優れた業績」を上げたことが認められていること。

(7) 前各号のほか、各研究科が規定する要件を満たしていること。

2 前項第2号、第3号及び第4号の規定にかかわらず、各研究科が特に必要と認める者については、早期修了の対象者とすることができる。

3 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、早期修了の対象者としな

(1) 学則第124条に規定する「長期にわたる教育課程の履修」を認められた者

- (2) 学則第137条に規定する編入学又は転入学により、修士課程に入学した者
- (3) 学則第138条に規定する再入学により、修士課程に入学した者  
(博士後期課程における早期修了の対象学生)

第5条 博士後期課程における早期修了の対象学生は、次に掲げる全ての要件を満たした者とする。

- (1) 早期修了を希望していること。
- (2) 博士後期課程に1年以上在学し、各研究科の定める授業科目を履修し、学則第122条に規定する修了所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、在学中に博士論文の審査及び最終試験に合格していること。
- (3) 学位審査委員会及び研究科委員会において、学則第150条に規定する「優れた研究業績」を上げたことが認められていること。
- (4) 前各号のほか、各研究科が規定する要件を満たしていること。

2 次のいずれかに該当する者は、前項第2号中「1年」を、別表2に定める期間のとおり読み替えるものとする。

- (1) 大学院設置基準第3条第3項の規定に基づき、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者
- (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定に基づき、標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者
- (3) 大学院設置基準第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者

3 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、早期修了の対象者としなない。

- (1) 学則第137条に規定する編入学又は転入学により、博士後期課程に入学した者
- (2) 学則第138条に規定する再入学により、博士後期課程に入学した者  
(修士課程における優れた業績)

第6条 優れた業績は、修士課程に入学以降、修了判定までの期間における学会発表又は学術誌等への論文の投稿及び採録実績、成績評価、修士論文審査及び最終試験の得点等を指標として、具体性及び客観性に配慮しつつ、各研究科において明示的に定めるものとする。

(博士後期課程における優れた研究業績)

第7条 優れた研究業績は、博士後期課程に入学以降、修了判定までの学会発表又は学術誌等への論文の投稿及び採録実績、成績評価、博士論文審査及び最終試験の得点等を指標として、具体性及び客観性に配慮しつつ、各研究科において明示的に定めるものとする。

(早期修了の希望申請)

第8条 早期修了を希望する者（以下「早期修了希望者」という。）は、在学中に、各研究科が定める方法により研究科長にその旨を申請しなければならない。

2 前項の申請に関する期限等は、別表1に定める日を最終期限として、各研究科が定めるものとする。  
(早期修了を予定する者としての適格認定)

第9条 前条の申請があった場合、各研究科は、早期修了希望者の申請に基づき、早期修了を予定する者（以下「早期修了予定者」という。）としての適否を審査し、その結果を本人に通知しなければならない。

2 前項の規定に基づき早期修了予定者としての認定を受けた者は、特段の事情がある場合を除き、前条の申請を取下げ及び変更することはできない。

3 各研究科は、早期修了予定者が計画的に学修及び研究活動に取り組むことができるよう、適切な履修指導及び研究指導を行わなければならない。

4 早期修了予定者に対しては、在籍年次の履修における履修登録単位の制限及び翌年次以降の配当科目の履修制限を適用しないものとする。

（早期修了の認定）

第10条 早期修了の認定は、学位審査委員会及び研究科委員会の審議を経て学長が行う。

2 前項において早期修了を認められなかった早期修了予定者が、次の学期以降での早期修了を希望する場合は、改めて第8条に規定する申請を行うものとする。

（所管）

第11条 この規程に関する業務は、教学部教務センターが行う。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、大学院委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表1 早期修了の時期及び希望申請の最終期限（第3条及び第8条第2項関係）

	早期修了の時期	希望申請の最終期限
修士課程	1年次3月	1年次8月末
	2年次9月	1年次3月末
博士後期課程	1年次3月	1年次6月末
	2年次9月	1年次12月末
	2年次3月	2年次6月末
	3年次9月	2年次12月末

別表2 博士後期課程における在学期間の読替え（第5条第2項関係）

対象者	読み替え後の期間
大学院設置基準第3条第3項の規定に基づき標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者（第5条第2項第1号）	3年から当該修士課程の標準修業年限を減じた期間
専門職大学院設置基準第2条第2項の規定に基づき標準修業年限を1年以上2年未満とし	3年から当該専門職学位課程の標準修業年限を減じた期間

た専門職学位課程を修了した者(第5条第2項第2号)	
大学院設置基準第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(第5条第2項第3号)	3年から当該修士課程に在学していた期間を減じた期間。ただし、標準修業年限を2年超とする修士課程に2年を超えて在学していた者については「1年」。